

参 考 資 料

第1 平成31年度予算案事項別内訳

厚生労働省社会・援護局(援護関係)

事 項	平成30年度 予 算 額	平成31年度 予 算 案	対前年度 増 減 額	備 考
	千円	千円	千円	
社会・援護局(援護)計上分	14,557,743	12,923,803	▲ 1,633,940	
(項) 厚生労働本省共通費	2,360	2,311	▲ 49	
厚生労働本省一般行政に必要な経費	2,360	2,311	▲ 49	
(項) 遺族及留守家族等援護費	10,221,930	8,665,981	▲ 1,555,949	
遺族及留守家族等の援護に必要な経費	10,221,930	8,665,981	▲ 1,555,949	
援護審査会経費	1,002	921	▲ 81	
戦傷病者戦没者遺族等援護法施行経費	8,978,545	7,348,901	▲ 1,629,644	援護年金等の支給 8,881百万円 → 7,251百万円
戦傷病者特別援護経費	293,329	277,100	▲ 16,229	1 戦傷病者等の労苦継承事業の実施 しょうけい館の運営費 177百万円 → 184百万円
				2 医療費の支給 82百万円 → 61百万円
				3 特別援護費関係 ・療養手当 月額 30,300円 → 30,300円 ・葬祭費 単価 206,000円 → 206,000円
未帰還者留守家族等援護経費	19,528	11,336	▲ 8,192	葬祭料 単価 206,000円 → 206,000円
未帰還者に関する特別措置経費	488	413	▲ 75	
戦没者等の遺族等に対する特別給付金等の 支給事務に必要な経費	450,965	537,060	86,095	
昭和館等に係る経費	478,073	490,250	12,177	昭和館運営費 467百万円 → 480百万円
(項) 戦没者慰霊事業費	2,988,906	2,983,586	▲ 5,320	
戦没者の遺骨収集事業等に必要な経費	2,988,906	2,983,586	▲ 5,320	
戦没者遺骨処理等諸費	2,521,542	2,503,946	▲ 17,596	1 遺骨収集関連事業 ①フィリピン ②東部ニューギニア ③ビスマーク・ソロモン諸島 ④イント'ネシア ⑤パ'ラオ諸島 ⑥マリアナ諸島 ⑦トラック諸島 ⑧マーシャル諸島 ⑨ギルバート諸島 ⑩ミヤンマー ⑪イント' ⑫樺太 ⑬沖縄 ⑭硫黄島 ○旧ソ連地域(⑮ハバロフスク地方 ⑯沿海地方 ⑰イルクーツク地方 ⑱ザ'ハイカル地方 ⑲ブリヤート共和国) 2 慰霊巡拝 ①フィリピン ②東部ニューギニア ③ビスマーク・ソロモン諸島 ④マリアナ諸島 ⑤アツツ島 ⑥イント' ⑦中国 ⑧硫黄島 ○旧ソ連地域等(⑨ハバロフスク地方 ⑩沿海地方 ⑪イルクーツク州 ⑫モンゴル) 3 慰霊碑の補修等 4 遺骨・遺留品の伝達 5 戦没者遺骨に係るDNA鑑定
戦没者追悼式挙行等に必要な経費	467,364	479,640	12,276	1 全国戦没者追悼式挙行経費 151百万円 → 151百万円 2 戦没者遺児による慰霊友好親善事業 259百万円 → 259百万円 3 国内・海外民間建立慰霊碑の移設等 22百万円 → 22百万円

事 項	平成30年度 予 算 額	平成31年度 予 算 案	対前年度 増 減 額	備 考
(項) 中国残留邦人等支援事業費	1,080,968	1,053,361	▲ 27,607	
中国残留邦人等の支援事業に必要な経費	1,080,968	1,053,361	▲ 27,607	
中国残留邦人等に対する生活支援	487,159	484,359	▲ 2,800	・満額の老齢基礎年金等支給のための保険料の追納 68百万円 → 75百万円
定着自立援護	414,974	387,681	▲ 27,293	
帰国受入援護	123,888	118,805	▲ 5,083	・永住帰国見込世帯人員 2世帯 8人 → 2世帯 6人 ・一時帰国見込世帯人員 66世帯128人 → 63世帯 122人
身元調査等	28,633	28,113	▲ 520	・訪中調査対象孤児数 4人 → 4人 ・訪日調査対象者数 1人 → 1人
介護に係る環境整備	26,314	34,403	8,089	
(項) 恩給進達等実施費	263,579	218,564	▲ 45,015	
恩給進達及び人事資料の保管等に必要な経費	263,579	218,564	▲ 45,015	
資料整備諸費	217,669	170,521	▲ 47,148	
戦没者叙勲等の進達等に必要な経費	1,765	1,765	0	
旧軍人遺族等恩給の事務処理に必要な経費	44,145	46,278	2,133	

社会・援護局(社会)計上分	9,123,604	9,197,814	74,210	
(項)生活保護等対策費	9,123,604	9,197,814	74,210	
中国残留邦人等に対する生活支援	9,123,604	9,197,814	74,210	
中国残留邦人生活支援給付金	8,903,324	8,961,948	58,624	・中国残留邦人等に対する支援給付の実施
配偶者支援金	220,280	235,866	15,586	・特定配偶者に対する配偶者支援金の支給
中国残留邦人等に対する生活支援	生活困窮者自立 支援法等に係る 補助金の内数	生活困窮者自立 支援法等に係る 補助金の内数		・中国残留邦人等地域生活支援事業の実施

事 項	平成30年度 予 算 額	平成31年度 概算要求額	対前年度 増 減 額	備 考
援護関係合計	23,681,347	22,121,617	▲ 1,559,730	
社会・援護局(援護)計上分	14,557,743	12,923,803	▲ 1,633,940	
社会・援護局(社会)計上分	9,123,604	9,197,814	74,210	

(参考) 平成31年度予算(案) 地方公共団体等予算事項別内訳

事 項	平成30年度 予 算 額	平成31年度 予 算 案	対前年度 増 減 額	備 考
社会・援護局(援護)計上分	千円 1,030,728	千円 976,164	千円 ▲ 54,564	
(項) 遺族及留守家族等援護費	509,199	462,320	▲ 46,879	
(目) 遺族及留守家族等援護事務委託費	504,335	457,456	▲ 46,879	
(目細) 戦傷病者戦没者遺族等援護事務委託費	70,664	70,643	▲ 21	
(目細) 留守家族等援護事務委託費	15,852	12,605	▲ 3,247	1 留守家族等援護 108千円 2 未帰還者特別措置 78千円 3 戦傷病者特別援護 12,419千円
(目細) 特別給付金等支給事務委託費	417,819	374,208	▲ 43,611	
(目) 遺族及留守家族等援護活動費補助金	4,864	4,864	0	沖縄県
(項) 戦没者慰霊事業費	39,529	40,207	678	
(目) 旧軍関係調査事務等委託費	2,727	2,588	▲ 139	
(目細) 旧軍関係調査事務等委託費	2,727	2,588	▲ 139	
(目) 遺骨収集等委託費	24,766	25,583	817	沖縄県
(目) 遺骨収集等派遣費補助金	12,036	12,036	0	・国内民間建立慰霊碑の移設等 12,036千円
(項) 中国残留邦人等支援事業費	447,777	437,731	▲ 10,046	
(目) 遺族及留守家族等援護事務委託費	447,777	437,731	▲ 10,046	
(目細) 特別給付金等支給事務委託費	212	212	0	
(目細) 引揚者等援護事務委託費	447,565	437,519	▲ 10,046	「支援・相談員」の配置 388,593千円
(項) 恩給進達等実施費	34,223	35,906	1,683	
(目) 旧軍関係調査事務等委託費	34,223	35,906	1,683	
(目細) 旧軍関係調査事務等委託費	5,835	6,122	287	
(目細) 旧軍人遺族等恩給進達事務等委託費	28,388	29,784	1,396	1 旧軍人遺族等恩給進達関係 28,071千円 2 戦没者叙勲等進達関係 1,713千円

事 項	平成30年度 予 算 額	平成31年度 予 算 案	対前年度 増 減 額	備 考
社会・援護局(社会)計上分	9,123,604	9,197,814	74,210	
(項) 生活保護等対策費	9,123,604	9,197,814	74,210	
(目) 生活扶助費等負担金	4,296,116	4,042,328	▲ 253,788	
(小事項) 中国残留邦人生活支援給付金	4,075,836	3,806,462	▲ 269,374	・中国残留邦人等に対する支援給付の実施
(小事項) 配偶者支援金	220,280	235,866	15,586	・特定配偶者に対する配偶者支援金の支給
(目) 医療扶助費等負担金	4,644,213	4,939,104		
(小事項) 中国残留邦人生活支援給付金	4,644,213	4,939,104		
(目) 介護扶助費等負担金	183,275	216,382		
(小事項) 中国残留邦人生活支援給付金	183,275	216,382		
(目) 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金				・中国残留邦人等地域生活支援事業の実施

事 項	平成30年度 予 算 額	平成31年度 予 算 案	対前年度 増 減 額	備 考
援護関係合計	10,154,332	10,173,978	19,646	
社会・援護局(援護)計上分	1,030,728	976,164	▲ 54,564	
社会・援護局(社会)計上分	9,123,604	9,197,814	74,210	

第2 昭和館について

昭和館は戦没者遺族に対する援護施策の一環として、戦中・戦後の国民生活上の労苦を次世代に伝えるための国立の施設です。(平成11年3月開設)

7階	常設展示室(戦中の人々の暮らし)
昭和10年頃から昭和20年(終戦)までの戦中における国民生活を伝える実物資料を展示	
6階	常設展示室(戦後の人々の暮らし)
昭和20年(終戦)から昭和40年頃までの戦後における国民生活を伝える実物資料を展示	
5階	映像・音響室
当時の記録写真、映像、ニュース映画、SPレコード等を収集コンピュータで検索して視聴できる。	
4階	図書室
当時の国民生活を中心とした図書・雑誌を収集様々な目的に応じて、検索、閲覧ができる	
3階	会議室
特別企画展などを開催	
2階	広場
憩いの場	
1階	懐かしのニュースシアター
戦中・戦後の国民生活を再現する当時のニュース映画を毎日上映(番組は毎週変更)	

特別企画展等(平成11年度から毎年開催)	
平成31年3月16日～5月6日	日本のオリンピック・パラリンピック～大会を支えた人々～
平成31年7月20日～9月8日	昭和館所蔵資料が伝える人々の暮らし ～受け継がれる想い～(仮称)
平成32年3月頃～5月頃	テーマ未定

地方巡回特別展(平成13年度から毎年開催)	
平成31年10月17日～10月27日	戦中・戦後の暮らし 福島展(福島県福島市)
平成31年11月30日～12月15日	戦中・戦後の暮らし 長崎展(長崎県長崎市)

場 所	〒102-0074 東京都千代田区九段南1-6-1
開 館 時 間	10:00～17:30 (入館17:00まで)
休 館 日	月曜日(祝日、振替休日のときはその翌日)、年末年始
ア ク セ ス	地下鉄「九段下駅」(東西線、半蔵門線、都営新宿線)
ホームページ	http://www.showakan.go.jp
入 館 料	小中学生:無料 高校・大学生:150円 大人300円 (その他、無料・割引制度あり)

第3 しょうけい館について

●設置目的

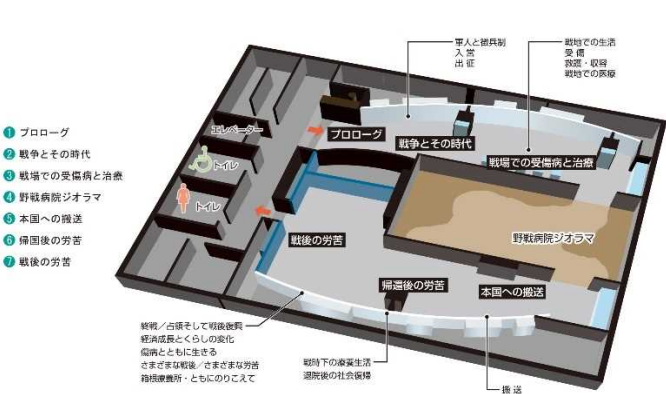
しょうけい館は、戦傷病者とそのご家族等の戦中・戦後に体験したさまざまな労苦についての証言・歴史的資料・書籍・情報を収集、保存、展示し、次世代にその労苦を伝えるための国立の施設です。
(平成 18 年3月開設)

●事業の概要

1 展示事業 2 図書映像資料等閲覧事業 3 関連情報提供事業

《常設展示について》

体験者の証言をもとに戦場で負傷したある兵士の足跡を辿る形で戦傷病者とその家族の労苦を伝えます。



戦場スケッチ

《企画展について》

春と夏に様々なテーマで企画展を開催します。また福島県で地方展を開催する予定です。

企画展(平成 19 年度から毎年開催)	
平成 31 年3月 12 日～5月6日	“想い”を込めて～作品からみる戦傷病者～
平成 31 年7月頃	病院船 (仮称)
平成 32 年3月頃	東京オリンピック・パラリンピック (仮称)

地方展(平成27年度から開催)	
平成 31 年 10 月 17 日～10 月 27 日	しょうけい館(戦傷病者史料館) -福島展-

場 所	〒102-0074 東京都千代田区九段南 1-5-13 ツカキスクエア九段下
開 館 時 間	10:00～17:30(入館は 17:00 まで)
休 館 日	月曜日(祝日、振替休日のときはその翌日)、年末年始
ア ク セ ス	地下鉄「九段下」(東西線、半蔵門線、都営新宿線)
ホームページ	www.shokeikan.go.jp
入 館 料	無料

第4 中国残留邦人等の数

1 中国残留邦人の状況（平成31年1月31日現在）

（1） 孤児の肉親調査

孤児総数 2,818人
うち身元判明者 1,284人

（2） 永住帰国の状況

永住帰国者の総数 6,723人（家族を含めた総数 20,907人）
うち孤 児 2,557人（ ” 9,381人）
うち婦人等 4,166人（ ” 11,526人）

（注） 孤児世帯の中に夫婦とも孤児の者が4世帯いるので、帰国世帯数は、孤児2,553世帯、
婦人等4,166世帯、計6,719世帯である。

（3） 一時帰国の状況

一時帰国の延人数 6,037人（家族を含めた総数 10,146人）
うち孤 児 1,419人（ ” 2,781人）
うち婦人等 4,618人（ ” 7,365人）

2 樺太等残留邦人の状況（平成31年1月31日現在）

（1） 永住帰国の状況

永住帰国者の総数 109人（家族を含めた総数 275人）
うち樺太 86人（ ” 220人）
うち旧ソ連本土 23人（ ” 55人）

（注） 永住帰国者世帯の中には、残留邦人である家族が5人いるので、残留邦人の帰国世帯総数は
104世帯である。

（2） 一時帰国の状況

一時帰国の延人数 2,309人（家族を含めた総数 3,384人）
うち樺太 2,030人（ ” 2,899人）
うち旧ソ連本土 279人（ ” 485人）

3 満額の老齢基礎年金を受給するための一時金受給者数 （平成31年1月31日現在）

6,240人

4 支援給付受給者数 平成30年11月現在（福祉行政報告例） 4,094世帯 5,985人

5 配偶者支援金受給者数 平成30年11月現在（福祉行政報告例） 430人

第5 中国残留邦人等に対する支援策

研修施設での支援

※国が委託する施設での支援

中国帰国者
支援・交流センター
(全国7ブロックに設置)

(北海道、東北、首都圏、
東海・北陸、近畿、
中国・四国、九州)

- ＜帰国後6ヶ月間の定着促進支援(首都圏センター)＞ 宿泊・通所研修
 - * 平成28年度から、中国帰国者定着促進センターの機能を統合
- ・集中的な日本語教育、生活指導、就職相談等の定着促進事業
- ＜定着促進支援修了後1年間の自立研修支援(首都圏センター)＞ 通所研修
- ・集中的な日本語習得支援、生活相談等を行う自立研修事業
- ＜継続的な支援(7センター共通)＞ 通所研修
 - ・日本語学習支援、日本語交流サロン支援
 - ・生活相談、地域の人々や帰国者同士の交流支援
 - ・各自治体が実施する地域生活支援事業に対する助言・協力等の支援
 - ・介護に係る環境整備事業

満額の老齢基礎年金等の支給

※自治体が支援給付及び配偶者
支援金の支給事務を実施

- ・帰国前の公的年金に加入できなかった期間だけでなく、帰国後の期間についても保険料の納付を認める。
- ・納付に必要な額は全額国が負担することにより、満額の老齢基礎年金等を支給。

生活支援

支援給付及び 配偶者支援金の支給

＜支援給付＞

- ・満額の老齢基礎年金等については、収入認定除外
厚生年金等その他の収入がある者については、その3割を収入認定除外
- ・生活支援給付の他に、住宅費、医療費、介護費等も個々の世帯に応じて支給
- ・中国語等のできる支援・相談員の配置

＜配偶者支援金＞

- ・中国残留邦人等死亡後の特定配偶者（「特定中国残留邦人等が永住帰国する前から継続して配偶者である者」）に対して支給

地域での支援

※自治体が地域の事情
に応じて実施

地域での多様な
ネットワークを活用し、
地域で安定して生活
できる環境を構築

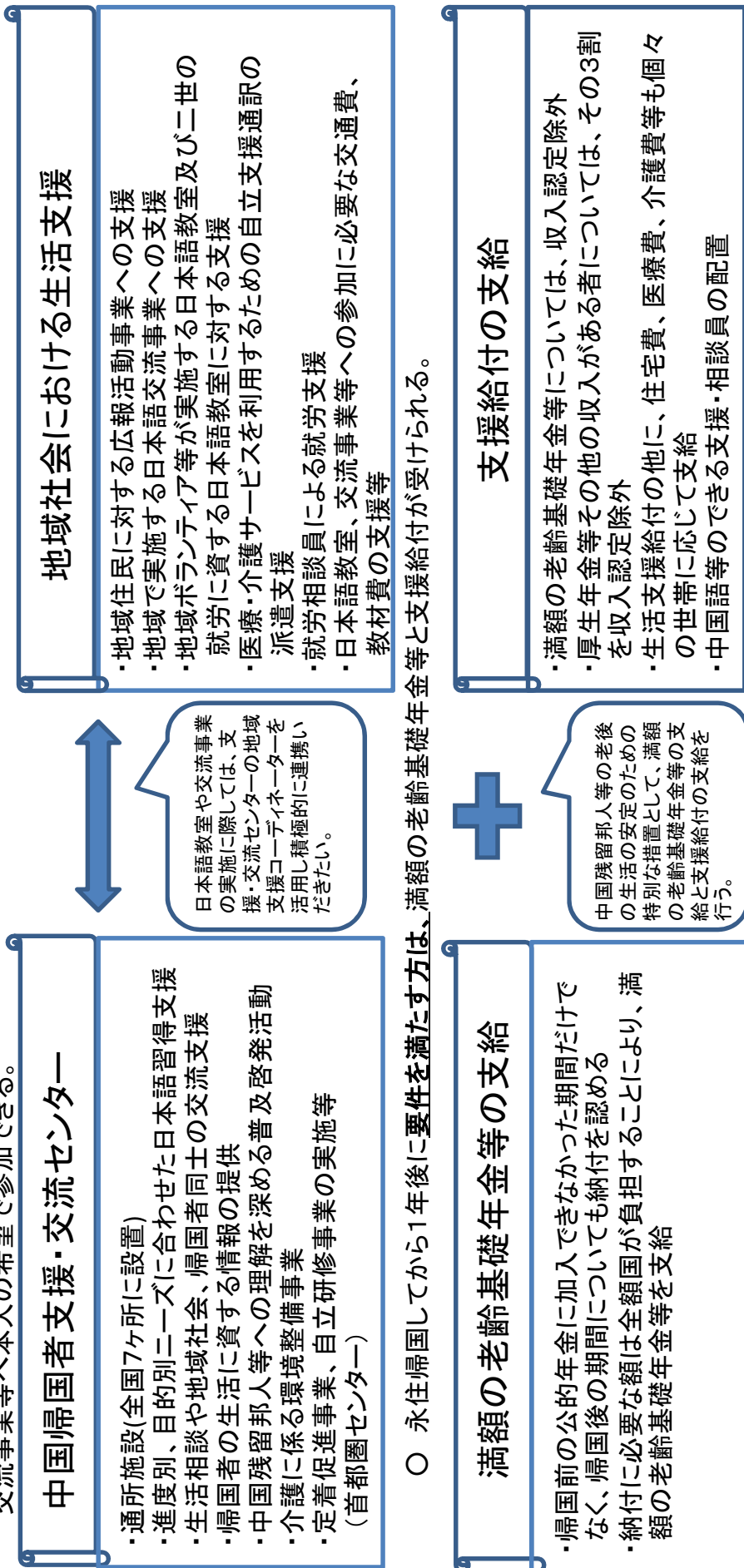
※生活困窮者就労準備支援事業
費等補助金事業(10/10国庫補
助)として実施

- ◎地域での中国残留邦人等支援ネットワーク事業
- ・地域住民の理解を得るための研修会開催に必要な経費の補助
- ・地域住民や中国残留邦人等の調整を行う者（支援リーダー）の活動費補助 等
- ◎身近な地域での日本語教育支援
 - ・地域ボランティアが実施する日本語教室に対する助成
 - ・民間日本語学校利用時の受講料補助 等
- ◎自立支援通訳、自立指導員等の派遣費用の補助
- ◎中国帰国者等への地域生活支援プログラムの実施
- ◎二世に対する就労支援

(参考1) 定着後の生活支援

下記を活用して地域社会での生活を支援している。

- 地域に定着後は、生活支援を受けながら、中国帰国者支援・交流センター等や地域社会での生活支援により日本語を学んだり、交流事業等へ本人の希望で参加できる。



- 支援給付を受けている中国残留邦人等の死亡後に、特定配偶者※に対して支援給付に加えて配偶者支援金を支給する。

配偶者支援金の支給

- ・満額の老齢基礎年金の3分の2相当額を支給
- ・配偶者支援金は、全額収入認定除外

※ 特定配偶者とは、中国残留邦人等が永住帰国する前から継続してその配偶者である者という

(参考2)

中国残留邦人等介護支援事業「語りかけボランティア訪問」 (全国7ヶ所の中国帰国者支援・交流センターに委託して実施)

中国残留邦人等の平均年齢は76歳を超えており、高齢化に伴い介護サービスの利用が増える中で、長年中国等で暮らしてきたことによる生活習慣の違いや言葉の問題で、自身の要望を伝えられない、会話ができず孤独感を感じる等、介護サービスの利用に不安のある中国残留邦人等が多くなっている。

厚生労働省では、中国残留邦人等が安心して介護サービスを受けられるよう、全国7ヶ所にある中国帰国者支援・交流センターに委託して、「語りかけボランティア訪問」を実施している。

1 中国帰国者支援・交流センターに、介護支援コーディネーターを配置。

- 中国残留邦人等の特別な事情を理解し、介護に関する知識を有する者を選任。

2 中国帰国者支援・交流センターで語りかけボランティアを募集・研修。

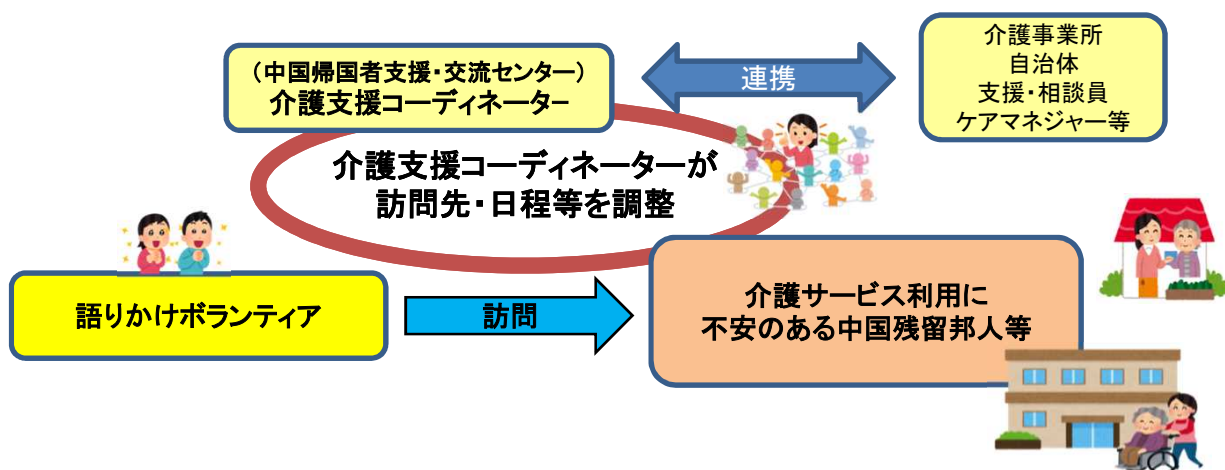
- 中国語等での日常会話が可能な水準の者を募集し、研修後、語りかけボランティアとして登録。

3 介護支援コーディネーターが中国残留邦人等、語りかけボランティア、介護事業所等の状況・要望・都合等を踏まえて訪問先・日程等を調整。

- 介護支援コーディネーターは、介護事業所、自治体、支援・相談員、ケアマネジャー等と連携。
(各自治体及び日本介護支援専門員協会には、事業実施に係る協力依頼を通知済み。)

4 語りかけボランティアが、介護サービスを利用している際に事業所、施設や居宅を訪問し、中国残留邦人等に対して中国語等による語りかけを実施。

- 訪問先で、1回1時間程度、語りかけ支援と必要最低限の通訳を行う。
- 正確かつ専門的な通訳や、介護サービスの提供は行わない。
- 交通費実費相当額を支給する。



(参考3)

支援・相談員配置基準

支援給付受給世帯数	配置人数	稼働日数の目安(年間)
1世帯	1人	7日間
2世帯以上4世帯以下	1人	21日間
5世帯以上9世帯以下	1人	49日間
10世帯以上19世帯以下	1人	105日間
20世帯以上29世帯以下	1人	175日間
30世帯以上59世帯以下	1人	常勤
60世帯以上89世帯以下	2人	常勤
90世帯以上119世帯以下	3人	常勤
120世帯以上149世帯以下	4人	常勤
150世帯以上179世帯以下	5人	常勤
180世帯以上	6人	常勤

※中国残留邦人等の状況やニーズに応じた弾力的運用も可能(要協議)。

(参考4)

公営住宅の住替え関係(参考通知)

○「中国残留邦人等の公営住宅への入居の取扱いについて」(平成20年3月31日付け国住備第143号 国土交通省住宅総合整備課長から各都道府県住宅管理担当部長あて通知)

第三 特定入居の取扱いについて

中国残留邦人等の平均年齢が約70歳と高齢化していること、帰国した中国残留邦人等の多くが公営住宅に入居していることに鑑み、現に公営住宅に入居している中国残留邦人等又は同居者が加齢、病気等によって日常生活に身体機能上の制限を受ける者となった場合等公営住宅法施令第5条第3号に該当する場合には、特定入居による住替えの積極的な活用について検討されたい。

○「公営住宅に係る優先入居の取扱いについて」(平成25年6月27日付け国住備第57号 国土交通省住宅総合整備課長から各都道府県住宅管理担当部長あて通知)

第二 優先入居の対象世帯等

法令等において公営住宅への入居における特別の配慮等が位置付けられている者等、次の世帯については、現在の社会情勢に照らし、特に住居の安定確保が必要な者として優先入居の取扱いを行うことが適当と考えられます。事業主体においては、これらの世帯の取扱いについて、関係通知を参考にしつつ適切な運用をお願い致します。

①～⑦ 略

⑧ 中国残留邦人等世帯

(参考5) 地域生活支援事業の実施状況等

1. 自立支援通訳の派遣内容内訳

派遣内容	平成27年度	平成28年度	平成29年度
医療機関・介護施設への派遣	95.1%	84.4%	92.0%
関係行政機関への派遣	3.0%	9.6%	6.7%
その他の派遣	1.9%	6.0%	1.3%
派遣回数	16,602	20,951	22,163

2. 支援給付受給世帯数と支援・相談員の配置人数

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
支援給付受給世帯数	4,402	4,307	4,209
支援・相談員配置人数	402	380	368

※支援給付受給世帯数は「福祉行政報告例」における月平均

3. 主な中国残留邦人等地域生活支援事業の実施状況

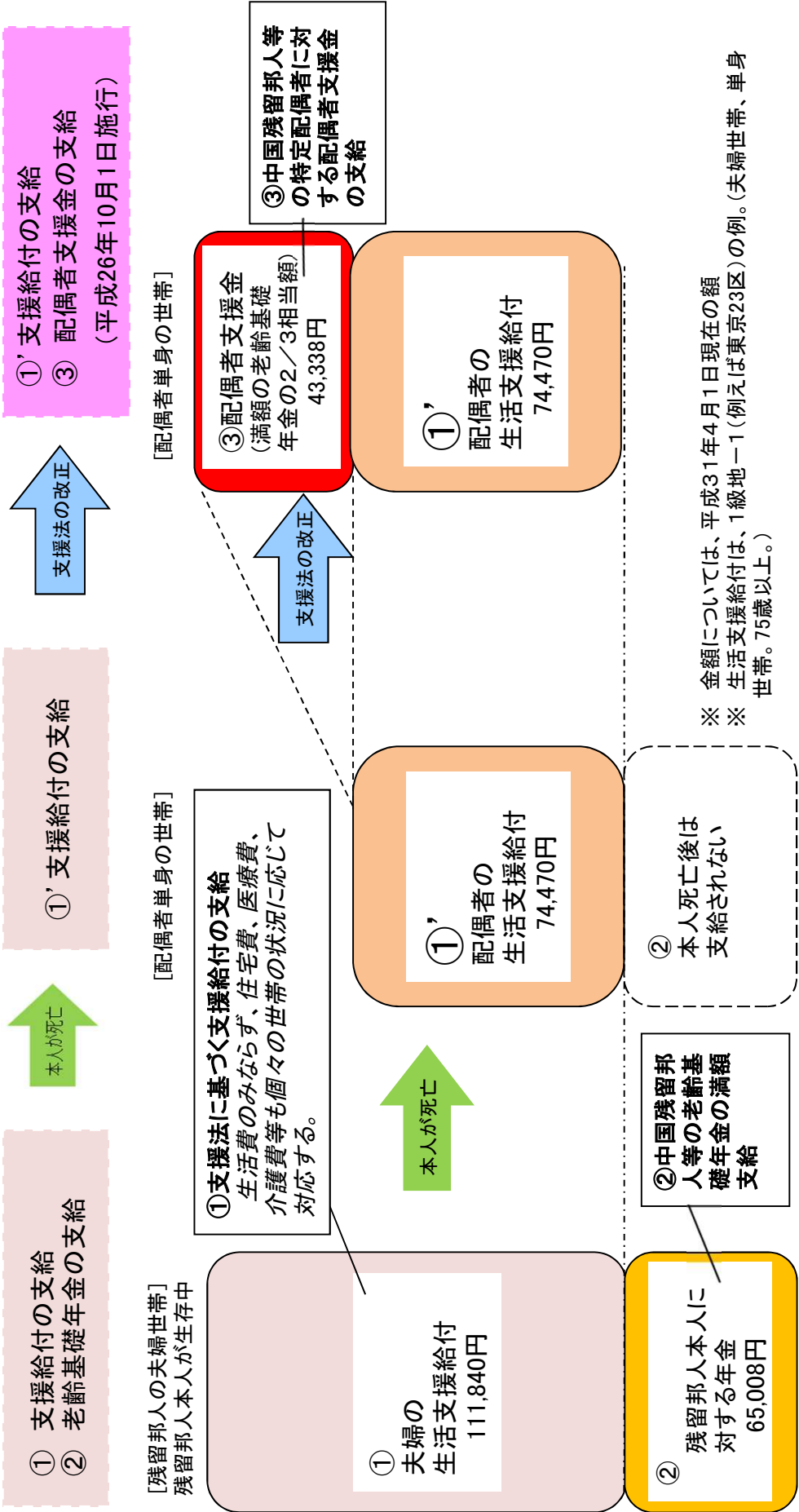
事業内容	平成27年度	平成28年度	平成29年度
地域住民に対する 広報活動事業	11	8	8
地域で実施する日本語 交流事業の支援	57	59	59
日本語教室の開催に 必要な経費の支援	61	59	54
自立支援通訳派遣事業	88	110	124
交通費・教材費の支援	134	137	134

※数字は自治体数(都道府県、指定都市、中核市、一般市を含む)

第 6 配偶者支援金（中国残留邦人等の配偶者に対する支援策）

中国残留邦人等の死亡後に、特定配偶者に対して支援給付に加えて、配偶者支援金（満額の老齢基礎年金の3分2相当額）を支給する。（平成26年10月1日施行）

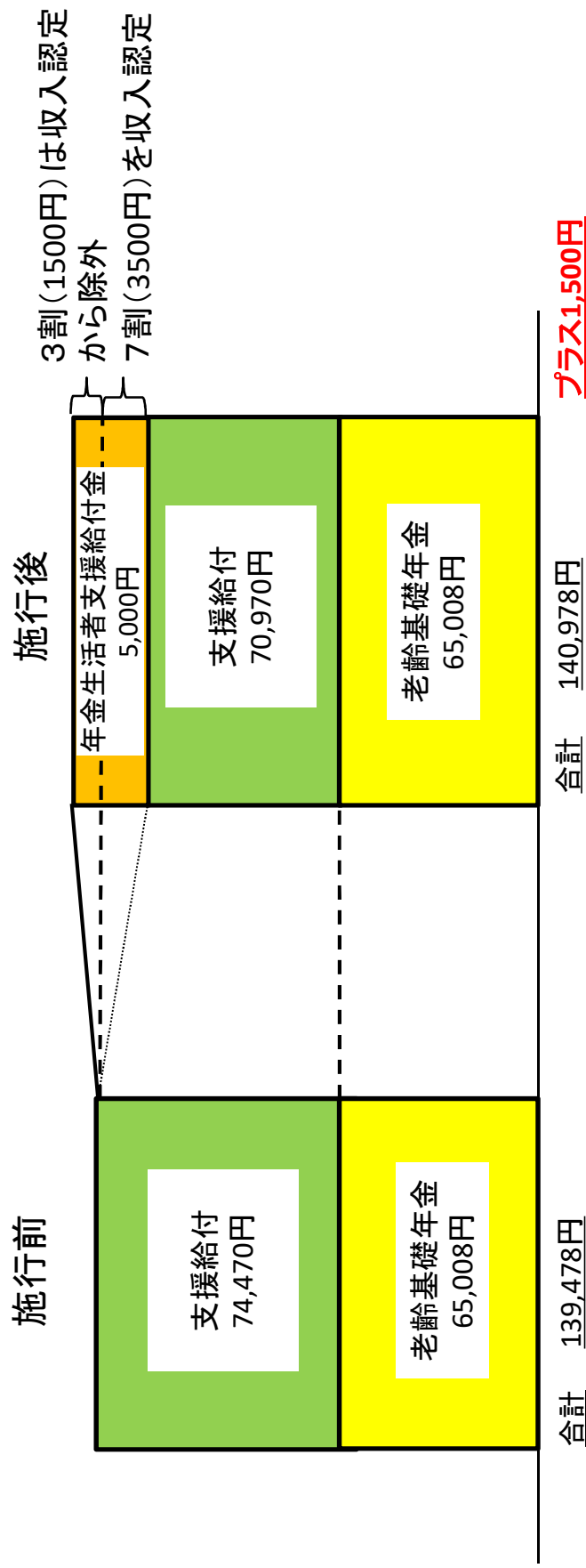
特定配偶者とは、特定中国残留邦人等が永住帰国する前から継続して当該特定中国残留邦人等の配偶者である者をいう。（平成25年改正後の支援法第2条第3項）



第7 中国残留邦人等に対する支援給付における年金生活者支援給付金の取扱い

- 支援給付は、老齢基礎年金を受給してもなお生活の安定が十分に図られない中国残留邦人等に対し、老齢基礎年金制度による対応を補完する生活支援である。
- 中国残留邦人等に対し老齢基礎年金、厚生年金等の給付が行われるときは、当該給付について、満額の老齢基礎年金の月額に相当する額は、その全額を収入認定しないこととしている。
- 満額の老齢基礎年金の月額に相当する額を超える中国残留邦人等の収入については、その月額の7割を収入認定することとしている。
- 支援給付の受給者が、年金生活者支援給付金(※1)を受給した場合、原則通り、給付額の7割を世帯収入として認定する取扱いとする。

※1 年金生活者支援給付金は、所得が低く、経済的な援助を必要としている65歳以上の老齢基礎年金受給者等に対し支給するもの。
2019年10月1日施行、同年12月15日に第1回目を支給予定。



特定中国残留邦人等世帯(※2)の生活費(月額)

※2 東京23区内居住、75歳以上単身世帯の場合

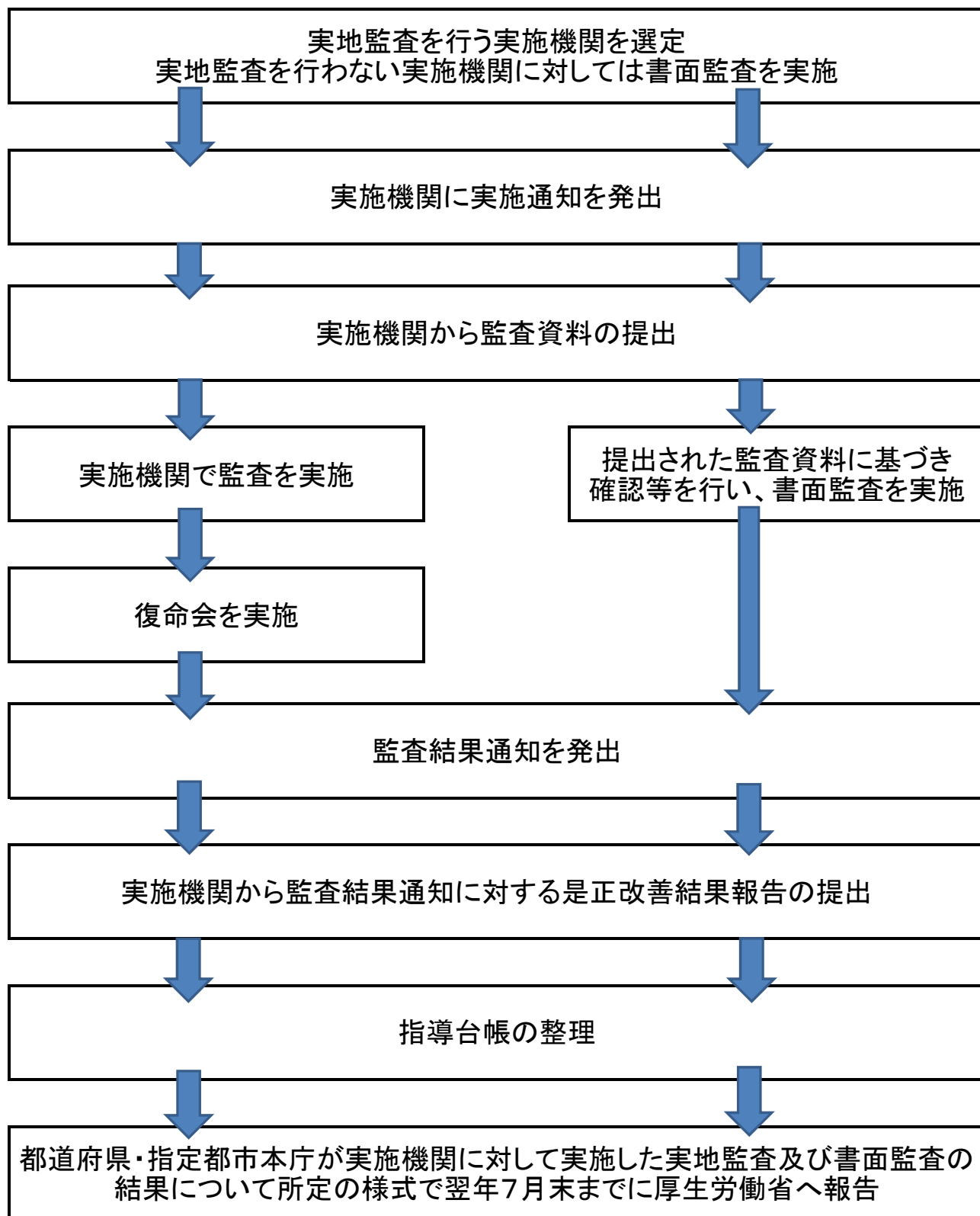
第8 年金生活者支援給付金制度開始に伴う支援給付における制度周知スケジュール (案)

30年度		31年度																														
月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月				7月				8月				9月				10月				11月				12月	
週							①	②	③	④	①	②	③	④	①	②	③	④	①	②	③	④	①	②	③	④	①	②				
年金局	市町村部局担当者へ 制度説明会実施					再度市町村へ向けた説明期間																										
支援給付	支援給付での取扱につき 課長会議において周知					自治体宛通知発出 受給者宛リーフレットor 通知発出																										
自治体	収入認定 (初回の「受給月」)																															
受給者	請求書返送																															

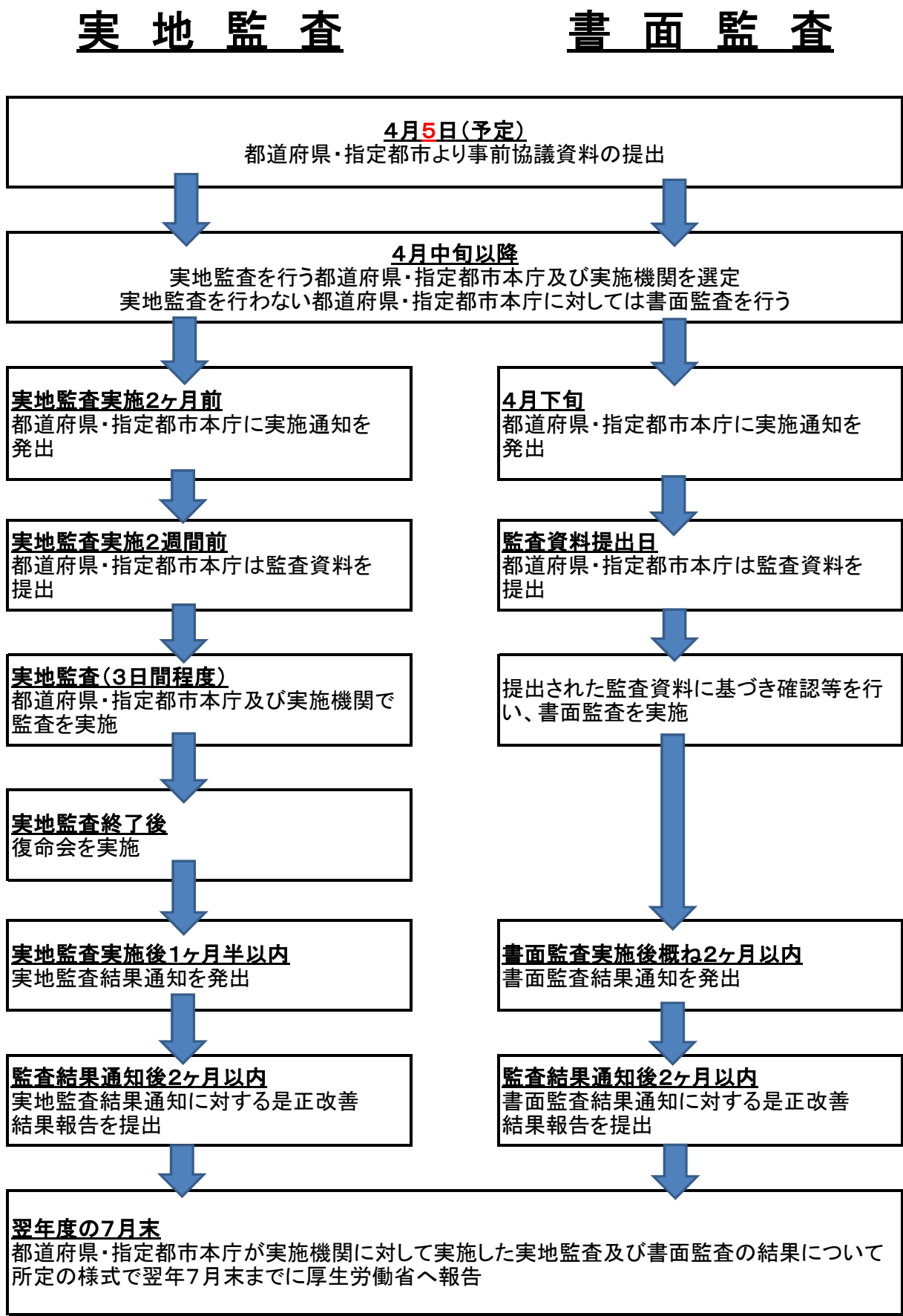
第9 都道府県・指定都市本庁が行う監査業務の流れ概要

実地監査

書面監査



第10 厚生労働省が実施する支援給付等施行事務監査の1年の流れ



第11 中国帰国者支援・交流センター一覧

平成31年 1月31日現在

名 称 (事業の実施主体)	所 在 地	所長名 (委託団体の長)	開設年月日
北海道中国帰国者 支援・交流センター TEL : 011-252-3411 FAX : 011-252-3412 (社会福祉法人 北海道社会福祉協議会 TEL : 011-241-3976 FAX : 011-251-3971)	〒060-0002 北海道札幌市中央区北2条西7丁目1番地 かでる2・7 3階 交通 : JR札幌駅から徒歩約8分 地下鉄南北線さっぽろ駅から徒歩約8分 地下鉄南北線・東西線大通駅から徒歩約10分 〒060-0002 北海道札幌市中央区北2条西7丁目1番地 北海道社会福祉総合センター3階	センター所長 齋 藤 昇 北海道社会福祉協議会 会長 長 瀬 清	平19.8.1
東北中国帰国者 支援・交流センター TEL : 022-263-0948 FAX : 022-217-9388 (社会福祉法人 宮城県社会福祉協議会 TEL : 022-225-8476 FAX : 022-715-8507)	〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町3-7-4 宮城県社会福祉会館 交通 : 地下鉄南北線勾当台公園駅から徒歩約8分 市バス県庁市役所前下車徒歩約5分 〒980-0011 宮城県仙台市青葉区上杉1-2-3 宮城県自治会館3F	センター所長 米 谷 満 宮城県社会福祉協議会 会長 鈴 木 隆 一	平19.8.1
首都圏中国帰国者 支援・交流センター TEL : 03-5807-3171 FAX : 03-5807-3174 (公益財団法人 中国残留孤児援護基金 TEL : 03-3501-1050 FAX : 03-3501-1026)	〒110-0015 東京都台東区東上野1-2-13 カニ・プレイス新御徒町6階(教室)・7階(事務所) 交通 : つくばエクスプレス、都営地下鉄大江戸線「新御徒町駅」A1出口より 徒歩1分 JR山手線「御徒町駅」北口より徒歩7分 東京メトロ日比谷線「仲御徒町駅」3出口より徒歩6分 東京メトロ銀座線「稲荷町駅」より徒歩6分 〒105-0001 東京都港区虎ノ門1丁目5番8号 オフィス虎ノ門1ビル	センター所長 馬 場 尚 子 中国残留孤児援護基金 理事長 炭 谷 茂	平13.11.1
東海・北陸中国帰国者 支援・交流センター TEL : 052-954-4070 FAX : 052-954-4071 (社会福祉法人 愛知県厚生事業団 TEL : 052-325-7325 FAX : 052-325-7320)	〒461-0014 愛知県名古屋市中区榑木町1-1-9 日本棋院中部会館6階 交通 : 名古屋駅バスターミナル8番 幹名駅1系統 上飯田行きまたは大曽根行き利用東片端下車 徒歩3分 JR名古屋駅・名鉄名古屋駅から地下鉄桜通線利用 高岳駅下車1番出口北へ徒歩10分 JR金山駅・名鉄金山駅から地下鉄名城線利用久屋大通駅 乗換え地下鉄桜通線高岳駅下車1番出口北へ徒歩10分 〒461-0032 愛知県名古屋市中区出来町2-8-21	センター所長 木 村 啓 一 愛知県厚生事業団 理事長 樋 口 光 男	平18.9.1
近畿中国帰国者 支援・交流センター TEL : 06-6361-6114 FAX : 06-6361-2997 (公益財団法人 大阪YWCA TEL : 06-6361-0838 FAX : 06-6361-2997)	〒530-0026 大阪府大阪市北区神山町11-12 交通 : 阪急梅田駅から東へ徒歩10分 阪神梅田駅から東へ徒歩10分 JR大阪駅から東へ徒歩10分 地下鉄堺筋線扇町駅A2番出口から西へ徒歩5分 地下鉄谷町線中崎町駅1番出口から南へ徒歩5分 JR環状線天満駅から西へ徒歩7分 〒530-0026 大阪府大阪市北区神山町11-12	センター所長 山 下 つ ね よ 大阪YWCA 代表理事 鹿 野 幸 枝	平13.11.1
中国・四国中国帰国者 支援・交流センター TEL : 082-250-0210 FAX : 082-254-2464 (社会福祉法人 広島県社会福祉協議会 TEL : 082-254-3411 FAX : 082-252-2133)	〒732-0816 広島県広島市南区比治山本町12-2 広島県社会福祉会館内 交通 : 広島・広電バス「皆実町1丁目」(産業会館前)下車 徒歩1分 路面電車「比治山橋」電停下車 徒歩5分 広島・広電バス「大学病院入口」下車 徒歩10分 〒732-0816 広島県広島市南区比治山本町12-2	センター所長 松 野 禎 水 広島県社会福祉協議会 会長 山 本 一 隆	平18.9.1
九州中国帰国者 支援・交流センター TEL : 092-589-6667 FAX : 092-589-6665 (社会福祉法人 福岡県社会福祉協議会 TEL : 092-584-3377 FAX : 092-584-3369)	〒816-0804 福岡県春日市原町3丁目1番7 福岡県総合福祉センター(クロハ・フザ)内 交通 : JR鹿児島本線「春日駅」下車 徒歩1分 西鉄大牟田線「春日原駅」下車 徒歩9分 西鉄バス「JR春日駅」下車 徒歩1分 〒816-0804 福岡県春日市原町3丁目1番7 福岡県総合福祉センター(クロハ・フザ)内	センター所長 園 田 真 通 福岡県社会福祉協議会 会長 小 川 弘 毅	平16.6.1

●支援・交流センターHP <http://www.sien-center.or.jp/>

第12 中国残留孤児訪日調査の実施状況及び判明率の推移

平成31年 1月31日現在

1 集団による訪日調査によるもの

区 分（実施時期）	訪 日 人 員	う ち 判 明	判 明 率
第1次（昭56.3）	47人	30人	63.8%
第2次（昭57.2～3）	60	45	75.0
第3次（昭58.2～3）	45	25	55.6
第4次（昭58.12）	60	37	61.7
第5次（昭59.2～3）	50	27	54.0
第6次（昭59.11～12）	90	39	43.3
第7次（昭60.2～3）	90	39	43.3
第8次（昭60.9）	135	41	30.4
第9次（昭60.11～12）	135	34	25.2
第10次（昭61.2～3）	130	34	26.2
第11次（昭61.6）	200	80	40.0
第12次（昭61.9）	200	64	32.0
第13次（昭61.10～11）	100	34	34.0
第14次（昭61.12）	42	15	35.7
第15次（昭62.2～3）	104	28	26.9
昭62-1（昭62.11）	50	10	20.0
昭62-2（昭63.2～3）	50	13	26.0
昭63-1（昭63.6～7）	35	12	34.3
昭63-2（平元.2～3）	57	9	15.8
平成元年（平2.2～3）	46	12	26.1
平成2年（平2.11～12）	37	4	10.8
平成3年（平3.11～12）	50	6	12.0
平成4年（平4.11～12）	33	4	12.1
平成5年（平5.10～11）	32	5	15.6
平成6年（平6.11～12）	36	5	13.9
平成7年（平7.10～11）	67	7	10.4
平成8年（平8.10～11）	43	4	9.3
平成9年（平9.10）	45（1）	3	6.8
平成10年（平10.11）	27	5	18.5
平成11年（平11.11）	20	2	10.0
計	2116（1）	673	31.8

注：（ ）内の1人は、訪日後、日本人孤児を取り消された者で内数

2 訪日対面調査によるもの

区 分	情報公開人員	う ち 判 明	判 明 率
平成12年（平12.11）	20人	3人	15.0%
平成13年（平13.11）	20	4	20.0
平成14年（平14.11）	6	1	16.7
平成15年（平16.2）	10	1	10.0
平成16年（平16.11）	12	1	8.3
平成17年（平17.11）	5	0	0.0
平成18年（平18.11）	7	0	0.0
平成19年（平19.11）	4	1	25.0
平成20年（平20.11）	3	1	33.3
平成21年（平21.11）	1	0	0.0
平成23年（平23.11～12）	1	0	0.0
平成24年（平24.11～12）	1	0	0.0
計	90	12	13.3

注：平成22年度・平成25年度～平成29年度は情報公開者が無かったため、訪日対面調査は行っていない（平成30年度も実施はない見込）。

第13 「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」(平成28年法律第12号)について

- ※ 平成27年9月11日、衆議院厚生労働委員長提出。同日衆厚労委・衆議院で可決(全会一致)、参議院は継続審議へ。
- 平成28年2月18日、参厚労委可決、2月24日、参議院で修正を経て可決(全会一致)、衆議院へ回付。3月23日、衆厚労委可決、3月24日、衆議院で可決、成立(全会一致)

【国の責務】

- ・国が戦没者の遺骨収集の推進に関する施策を総合的に策定し、確実に実施
- ・平成28年度から平成36年度までの間を戦没者の遺骨収集の推進施策の集中実施期間とすること
- ・厚生労働大臣は、戦没者の遺骨収集の円滑・確実な実施を図るため、外務大臣、防衛大臣等と連携協力を図ること

【遺骨収集の定義】

- ・遺骨収集とは、沖縄、東京都小笠原村硫黄島その他厚生労働省令で定める本邦の地域(※)又は本邦以外の地域で死亡した我が国の戦没者の遺骨を収容し、本邦に送還し、戦没者の遺族に引き渡すこと等
- ※厚生労働省令を改正し、本邦の地域に、南西諸島等を追加。(平成31年1月施行)

【基本計画に基づく実施】

- ・政府は、戦没者の遺骨収集の推進に関する基本計画(平成36年度までの集中実施期間)を策定
- ・政府は、地域の状況に応じた計画的・効果的な遺骨収集を実施

平成28年5月31日 閣議決定

【実施法人の指定】

- ・戦没者の遺骨収集に関する活動を行うことを目的とし、情報収集、遺骨の収容、送還等を適正かつ確実に行うことができると認められる一般社団法人又は一般財団法人を厚生労働大臣が指定

【その他】

- ・政府の財政上の措置等
- ・情報収集及び分析
- ・関係国政府等の理解と協力
- ・鑑定等の体制整備

平成28年8月19日 法人を指定

【指定法人】一般社団法人「日本戦没者遺骨収集推進協会」

【会長】尾辻秀久 参議院議員

【所属団体(12団体)】

(一財)日本遺族会
(公財)大東亜戦争全戦没者慰霊団体協議会
(一財)全国強制抑留者協会
東部ニューギニア戦友・遺族会
全国ソロモン会
水戸二連隊ベリュー島慰霊会

特定非営利活動法人 太平洋戦史館
硫黄島協会
特定非営利活動法人 JYMA日本青年遺骨収集団
特定非営利活動法人 国際ボランティア学生協会
小笠原村在住硫黄島旧島民の会
特定非営利活動法人 日本地雷処理を支援する会

【厚生労働省設置法の改正】

- ・戦没者の遺骨の収集等を厚生労働省の所掌事務として法律上明示

【施行期日】

- ・平成28年4月1日

「戦没者の遺骨収集の推進に関する基本的な計画（平成28年5月31日閣議決定）」概要

戦没者の遺骨収集の推進に関する法律（抄）

- 第5条 政府は、集中実施期間における戦没者の遺骨収集の推進に関する施策を総合的かつ計画的に行うため、戦没者の遺骨収集の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。
- 3 厚生労働大臣は、基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

主な記載事項

1. 集中実施期間

- ・ 平成28年度から平成36年度までを遺骨収集推進施策の集中実施期間とし、平成29年度までに各国の国立公文書館等の文書等の収集や現地調査といった必要な情報の収集に集中的に取り組み、それらの情報等をもとに戦没者の遺骨収集を実施する。

2. 関係行政機関との連携協力

- ・ 厚生労働省から協力を求めたときは、外務省、防衛省その他関係行政機関は、可能な限り協力する。
（※）外務省：関係国の政府等との協議等、在外公館での専門担当官の配置、遺骨の一時保管、JICAへの協力要請 等
防衛省：硫黄島における輸送その他支援、自衛艦等の運行に際しての遺骨送還、防衛研究所の有する情報及び知見の提供 等

54

3. 事業計画の策定、情報収集・遺骨収集の実施

- （1）厚生労働省は、毎事業年度開始前に、別紙の集中実施期間における地域ごとの取組方針に即して、次年度の実施指針を策定し、指定法人は、毎事業年度開始前に、当該実施指針に即して、事業計画を策定する。

（※）実施指針の策定に当たっては、各地域における情報収集の状況、国際情勢等を踏まえ、地域特性等に応じた取組目標等を可能な限り明確に設定し、事業の検証にも資するものとする。

- （2）情報収集及び遺骨収集については、厚生労働省の指導監督の下、指定法人が、必要に応じて民間団体等の協力を得ながら、事業計画に基づいて実施する。ただし、相手国政府との協議等を要する場合など政府の主體的な対応が要求される場合は、厚生労働省が実施する。

4. 戦没者の遺骨の鑑定等

- ・ 遺骨のDNAデータベース化を推進するとともに、遺留品等がなくても、部隊記録等の資料によりある程度戦没者が特定できる場合には、当該戦没者と関係すると思われる遺族に呼びかけを行い、DNA鑑定を実施する。

5. 実施状況の公表

- ・ 厚生労働省は、戦没者の遺骨収集等の実施状況を、毎事業年度終了後速やかにとりまとめ、公表する。 等

【別紙】集中実施期間における地域ごとの取組方針

一柱でも多くの遺骨を早期に収容又は本邦に送還し、遺族に引き渡すことが国の重要な責務であるとの認識の下、遺族の心情に鑑み、遺骨の尊厳を損なうことのないよう、丁寧な配慮をしつつ、地域ごとの取組方針に基づく戦没者の遺骨収集を推進する。

(1) 沖縄及び硫黄島

地域名	取組方針
沖縄	<u>大規模な壕等について、資料調査や民間団体等との連携により確度の高い情報を得た上で、現地調査を実施し、遺骨収集を実施する。</u> <u>関係省庁で連携し、米軍施設及び区域内の遺骨収集について米国側の同意を得て、現地調査を実施し、遺骨収集を推進する。</u>
硫黄島	<u>関係省庁会議において策定された取組方針等を踏まえ、関係省庁が連携を図りつつ、遺骨収集を推進する。</u>

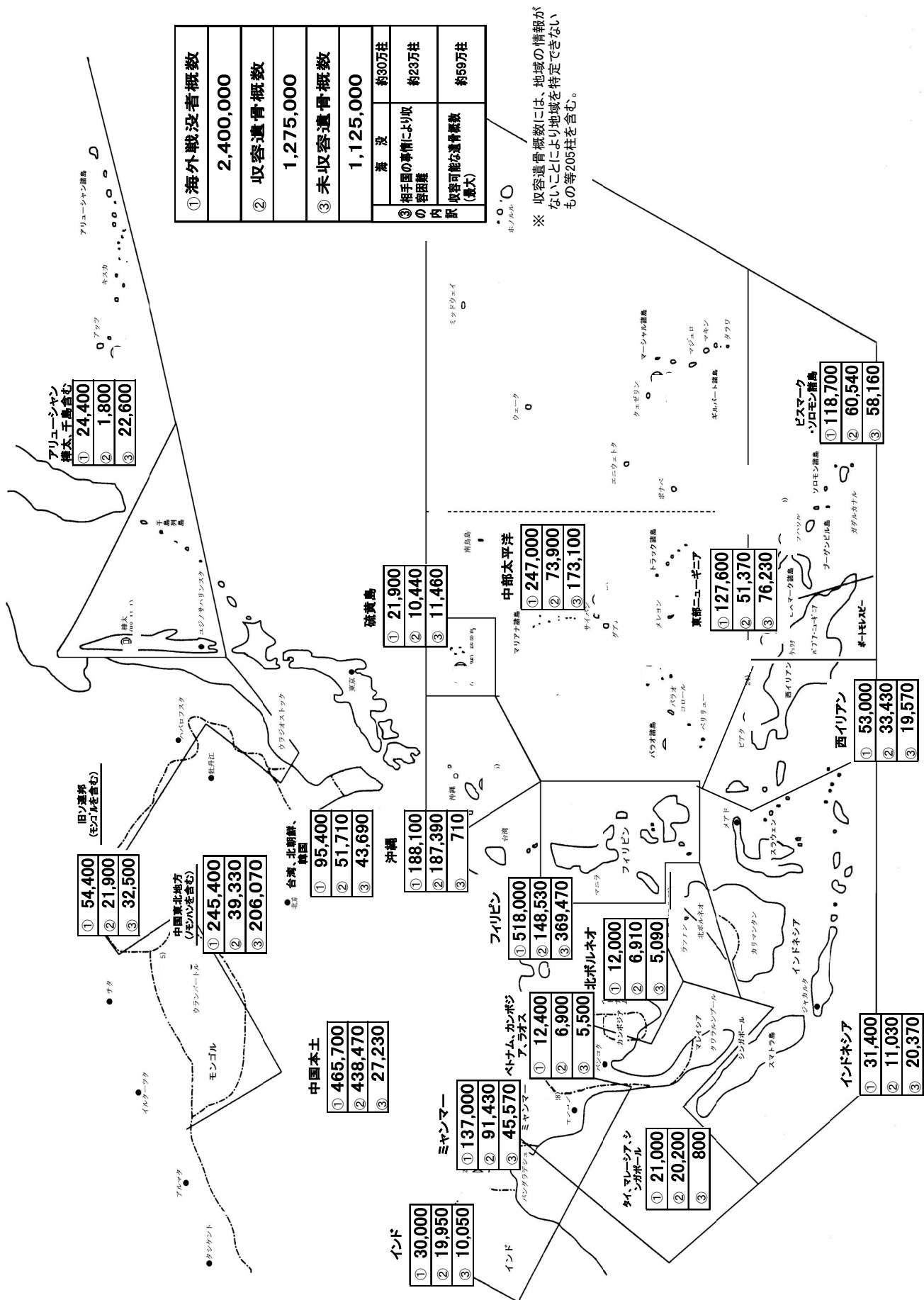
(2) 遺骨収集を推進する(1)以外の地域

ミャンマー、東部ニューギニア、ビスマーク・ソロモン諸島 等	<u>資料調査や現地の事情に精通し、幅広い情報網を有する民間団体等との連携により確度の高い情報を得た上で、現地調査を実施し、遺骨収集を推進する。</u>
旧ソ連(ウズベキスタンを除く)、モンゴル	<u>抑留中死亡者の埋葬地等について、資料調査や民間団体等との連携により確度の高い情報を得た上で、現地調査を実施し、遺骨収集を推進する。</u>
樺太・千島(北樺太を除く)	<u>資料調査や民間団体等との連携により確度の高い情報を得た上で、又は、他国による戦没者の遺骨収集が実施された際に、我が国の戦没者であると思われる遺骨に関する情報が得られた場合には、現地調査を実施し、遺骨収集を推進する。</u>

(3) 遺骨収集を推進するために現地政府等と協議等が必要な地域

フィリピン、中国本土、中国東北部(ノモンハンを含む)、インドネシア(西イリアンを含む)、マレーシア諸島、マリアナ諸島(グアムを含む)、ウズベキスタン、アリューシャン列島については、関係省庁と連携し、相手国側と必要な協議等を行い、その結果を踏まえて遺骨収集を推進する。

第14 地域別戦没者遺骨収容概見図(平成31年1月末現在)



第15 平成30年度戦没者遺骨収集・慰霊事業実施状況

(1)遺骨収集等

平成31年1月末現在

地 域	実 施 期 間	派 遣 人 員 (人)			収 容 遺 骨 数 (柱)	備 考
		政府職員	推進協会	計		
【旧ソ連抑留中死亡者】						
ハバロフスク地方(事前協議・調査)	H30.5.27～6.5	2	1	3	0	
ザバイカル地方(事前協議・調査)	H30.5.29～6.10	2	1	3	0	
クラスノヤルスク地方(事前協議・調査)	H30.6.10～6.19	2	1	3	0	
ブリヤート共和国・イルクーツク州(事前協議・調査)	H30.6.24～7.5	2	1	3	0	
アムール州(埋葬地調査)	H30.7.8～7.17	2	0	2	0	
ハバロフスク地方(収集①)	H30.7.24～8.7	3	8	11	43	
ザバイカル地方(収集)	H30.7.23～8.7	2	7	9	27	
クラスノヤルスク地方(収集)	H30.8.7～8.21	2	7	9	11	
ブリヤート共和国(収集)	H30.8.7～8.21	2	6	8	0	
ハバロフスク地方(収集②)	H30.8.28～9.11	2	12	14	31	
カザフスタン共和国(事前協議・調査)	H30.10.15～11.1	2	1	3	0	
樺太・占守島(収集)	H30.11.13～11.21	2	5	7	2	
小 計		25	50	75	114	
【南方地域等】						
パラオ諸島(現地調査①)	H30.5.27～6.6	0	5	5	0	
東部ニューギニア(現地調査①)	H30.6.9～6.16	0	4	4	0	
マリアナ諸島(現地調査①)	H30.6.6～6.25	0	9	9	0	
ビスマーク・ソロモン諸島(現地調査①)	H30.6.16～6.27	0	6	6	0	
マリアナ諸島(現地調査②)	H30.7.6～7.12	0	4	4	0	
トラック諸島(協議)	H30.7.8～7.13	2	0	2	0	
パラオ諸島(現地調査②)	H30.7.12～7.26	0	10	10	0	
東部ニューギニア(現地調査②)	H30.7.14～7.25	0	7	7	0	
ビスマーク・ソロモン諸島(現地調査②)	H30.7.21～8.8	0	6	6	0	
マリアナ諸島(現地調査③)	H30.8.19～8.30	0	6	6	0	
東部ニューギニア(現地調査③)	H30.8.25～9.12	0	6	6	0	
ビスマーク・ソロモン諸島(遺骨収集)※	H30.9.12～9.30	2	11	13	88	
ビスマーク・ソロモン諸島(現地調査③)	H30.9.15～9.30	0	15	15	0	
パラオ諸島(現地調査③)	H30.9.19～10.1	0	9	9	0	
マリアナ諸島(現地調査④)	H30.10.1～10.11	0	4	4	0	
フィリピン(遺骨収集調査①)	H30.10.9～10.17	3	0	3	0	
インド(現地調査)	H30.10.14～10.30	0	5	5	0	
トラック諸島(収集)	H30.10.30～11.8	2	4	6	3	
マーシャル諸島(現地調査)	H30.11.4～11.16	0	4	4	0	
ビスマーク・ソロモン諸島(現地調査④)	H30.11.14～11.28	0	4	4	0	
ミャンマー(現地調査①)	H30.10.20～11.9	0	9	9	0	
東部ニューギニア(現地調査④)	H30.11.24～12.6	0	6	6	0	
ビスマーク・ソロモン諸島(現地調査⑤)	H30.11.24～12.9	1	6	7	0	
パラオ諸島(収集)	H30.12.1～12.13	5	11	16	45	
東部ニューギニア(現地調査⑤)	H30.12.8～12.20	0	5	5	0	
ミャンマー(現地調査②)	H30.12.19～12.27	0	4	4	0	
東部ニューギニア(現地調査⑥)	H31.1.12～1.26	0	5	5	0	
小 計		15	165	180	136	

地 域	実 施 期 間	派 遣 人 員 (人)			収 容 遺 骨 数 (柱)	備 考
		政府職員	推進協会	計		
【硫黄島】						
第1回常駐(職)	H30.4.10～4.16	1	0	1	0	
第1回常駐(職)	H30.4.10～4.20	1	0	1	0	
第2回常駐(職)	H30.6.3～6.12	1	0	1	0	
第2回立会指導監督(常駐兼務)	H30.6.10～6.25	1	3	4	0	
第3回立会指導監督(常駐兼務)	H30.6.24～7.9	1	3	4	0	
第1回収集指導監督	H30.6.26～7.11	1	36	37	25	
第4回立会指導監督(常駐兼務)	H30.7.8～7.30	1	2	3	0	
第3回常駐(職)	H30.7.29～8.6	1	0	1	0	
第6回立会指導監督(常駐兼務)	H30.8.5～8.21	1	3	4	0	
第7回立会指導監督(常駐兼務)	H30.8.19～9.3	1	3	4	0	
第8回立会指導監督(常駐兼務)	H30.9.2～9.14	1	3	4	0	
第9回立会指導監督(常駐兼務)前半	H30.9.13～9.25	1	3	4	0	
第9回立会指導監督(常駐兼務)後半	H30.9.25～10.1	1	0	1	0	
第4回常駐(職)	H30.9.29～10.10	1	0	1	0	
第5回常駐(職)	H30.10.9～10.15	1	0	1	0	
第11回立会指導監督(常駐兼務)	H30.10.14～10.29	1	3	4	0	
第12回立会指導監督(常駐兼務)	H30.10.28～11.14	1	3	4	0	
第6回常駐(職)	H30.11.13～11.19	1	0	1	0	
第13回立会指導監督(常駐兼務)	H30.11.18～12.6	1	3	4	0	
第3回収集指導監督	H30.11.27～12.12	2	38	40	4	
第14回立会指導監督(常駐兼務)	H30.12.6～12.19	1	3	4	0	
第7回常駐(職)	H31.1.8～1.15	1	0	1	0	
第15回立会指導監督(常駐兼務)	H31.1.14～28	1	3	4	0	
小 計		24	109	133	29	
合 計		64	324	388	279	

※政府職員は指導監督として派遣

注)戦没者の遺骨収集の推進に関する法律に基づき、戦没者遺骨の情報収集・遺骨の収容、送還等を適正かつ確実に行うことができる者として、一般社団法人 日本戦没者遺骨収集推進協会を厚生労働大臣が指定。

(2) 慰霊巡拝

平成31年1月末現在

地 域	実施期間	派遣人員 (人)			ほか、弾力的運用による参加者※2	備 考
		政府職員	遺 族 ※1	計		
【旧ソ連抑留中死亡者】						
アルタイ地方・ケメロボ州	H30. 8. 25 ～ 9. 2	2	22	24		
ハバロフスク地方	H30. 8. 26 ～ 9. 2	2	8	10		
イルクーツク州	H30. 9. 9 ～ 9. 16	2	4	6	1	介助者1名
小 計		6	34	40	1	
【南方地域等】						
中国東北地方	H30. 9. 4 ～ 9. 12	1	5	6		
東部ニューギニア	H30. 9. 19 ～ 9. 26	2	17	19		
北ボルネオ	H30. 9. 26 ～ 10. 2	2	7	9		
ビスマーク諸島	H30. 10. 20 ～ 10. 28	2	14	16		
ミャンマー	H30. 11. 13 ～ 11. 20	2	11	13		
パラオ	H31. 1. 24 ～ 1. 29	2	13	15	2	介助者2名
小 計		11	67	78	2	
【硫黄島】						
硫黄島①	H31. 1. 22 ～ 1. 23	11	74	85	4	介助者4名
小 計		11	74	85	4	
合 計		28	175	203	7	

※1 遺族数に介助者は含まず

※2 補助金を支給しない参加遺族等